

# 大分県事業承継資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領

平成 30 年 4 月 1 日 制定

## (趣 旨)

- 1 大分県事業承継資金の融資事務に関しては、大分県事業承継資金特別融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領並びに保証協会及び指定金融機関の定めるところによる。

## (定 義)

- 2 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

## (指定金融機関)

- 3 要綱第 3 条第 1 項に掲げる金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社大分銀行
- (2) 株式会社豊和銀行
- (3) 大分信用金庫
- (4) 大分みらい信用金庫
- (5) 日田信用金庫
- (6) 大分県信用組合
- (7) 株式会社商工組合中央金庫
- (8) 株式会社北九州銀行

## (資金の使途)

- 4 融資の対象となる資金の使途は、事業承継の用に供するものに限る。ただし、経営者保証解除特別融資については、この限りでない。

## (融資限度額)

- 5 当資金の融資残高は、要綱別表 2 の融資限度額を超えてはならない。

## (融資申込み受付時期)

- 6 融資の申込みの受付は、常時行うものとする。ただし、当該年度の融資枠の限度を超える場合は、この限りでない。

## (融資の申込手続)

- 7 融資を受けようとする中小企業者等は、大分県事業承継資金融資に係る通知書（様式 1。以下「通知書」という。）3 通に、別表に定める書類（以下「関係書類」という。）を添えて、当該中小企業者等の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所（以下「商工会等」という。）又は主たる取引関係を有する指定金融機関に提出しなければならない。ただし、経営者保証解除特別融資については、申込中小企業者と与信取引を有する指定金融機関に提出しなければならない。

## (経営指導等)

- 8 商工会等は、前項の規定により通知書及び関係書類の提出があったときは、当該融資に関し、事業計画

及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書1通に決算書及び試算表を添えて指定金融機関に、当該通知書2通に関係書類各1通及び調査意見書(様式3)を添えて速やかに保証協会に送付するものとする。

ただし、指定金融機関に直接通知書及び関係書類の提出があったときは、当該指定金融機関は当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書2通に関係書類各1通を添えて速やかに保証協会に送付するものとする。

(保証及び融資の決定等)

9 保証及び融資の決定については、次のとおりとする。

- (1) 連帯保証人及び担保等の徴求については、保証協会及び指定金融機関の裁量によるものとする。ただし、経営者保証解除特別融資については、連帯保証人を不要とする。
- (2) 保証協会は、保証に関する決定を行ったときは、その旨を関係商工会等に通知するものとする。
- (3) 商工会等は、前号の通知を受けたときは、その旨を当該保証に係る融資申込者に通知するものとする。
- (4) 指定金融機関は、融資の決定を行ったときは、その旨を当該融資の申込者に通知するとともに、速やかに融資手続きを行わなければならない。

(債権管理)

10 本資金の融資により生じた債権の管理については、次のとおりとする。

- (1) 指定金融機関は、本資金について延滞等債権の保全上問題となる事態が発生したときは、善良な管理者の注意をもって、その解消に努めなければならない。
- (2) 保証協会は、前号の事態が発生したときは、当該融資に係る保証債務の履行の有無にかかわらず、当該融資を受けた中小企業者等に係る他の保証付融資を含め、指定金融機関及び関係商工会等と協力して、速やかにその解消に努めなければならない。

(融資条件の変更)

11 融資条件の変更については、次のとおりとする。

- (1) 融資を受けた中小企業者等は、融資を受けた後、災害、代表者の疾病その他当該融資を受けた中小企業者等の責めに帰することのできない事由により事業の運営に重大な支障が生じたときは、融資を受けた指定金融機関に融資条件の変更を申請することができるものとする。
- (2) 指定金融機関は、融資条件の変更を承認したときは、意見書を付し、当該中小企業者等とともに保証協会に対し保証条件の変更を申請するものとする。
- (3) 保証協会は、前号の申請を受理し、次に掲げる事項を充たしていると認めたときは、保証条件の変更を行うものとする。ただし、要綱第7条で定める融資期間の上限を超える変更をする場合又は融資利率を変更する場合には、あらかじめ、知事に保証協会の意見書(様式4)及び次のイ～ニを証する書面を提出の上、同意を得るものとする。

イ 保証条件変更の理由が妥当なものであること。

ロ 事業計画及び資金の償還計画が妥当なものであること。

ハ 一般債権者、取引先、従業員、近親者等の支援が確実なものであること。

ニ 指定金融機関の継続的支援が確実なものであること。

(融資状況の報告)

- 12 指定金融機関は、毎月の融資状況を融資状況報告書（様式2）により、翌月の10日までに、県に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別 表

区 分	添 付 書 類
共 通	(1) 信用保証委託契約書（印鑑証明書添付） (2) 信用保証委託申込書 (3) 法人にあつては連帯保証人明細書 (4) 直近の決算書及び最近の試算表（各2通） (5) 法人にあつては商業登記簿の謄本 (6) 許可・認可関係業種にあつては、当該許可・認可証の写し (7) 削除 (8) その他、保証協会及び指定金融機関が必要と認める書類
個 別	(9) 機械設備等の購入にあつては見積書又は仮契約書、カタログ (10) 土地・建物の取得にあつては売買に係る仮契約書の写し、登記簿謄本 (11) 要綱第5条第1項第5号に該当する場合にあつては、承継円滑化法第12条の規定による都道府県知事の認定書の写し及び認定申請の提出書類の写し (12) 要綱第5条第1項第6号に該当する場合にあつては、承継円滑化法施行規則第16条の規定による都道府県知事の確認書の写し (13) 要綱第5条第1項第7号に該当する場合にあつては、事業引継支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて作成した事業承継計画書の写し (14) 要綱第5条第1項第8号に該当する場合にあつては、M&Aの事実関係が確認できる書類の写し (15) 要綱第5条第2項に該当する場合にあつては、承継円滑化法第12条の規定による都道府県知事の認定書の写し及び認定申請の提出書類の写し (16) 要綱第5条第3項又は4項に該当する場合にあつては、イからハの書類。ただし、既往借入金を借り換える場合にあつてはニ、既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含むときはホを、イからハの書類に加えてそれぞれ添付すること。 イ 事業承継計画書 ロ 財務要件等確認書 ハ ガバナンス体制の整備に関するチェックシート ニ 借換債務等確認書 ホ 他行借換依頼書兼確認書 ヘ 承継円滑化法第12条の規定による都道府県知事の認定書の写し及び認定申請の提出書類の写し（要綱第5条第4項に該当する場合）

# 大分県事業承継資金融資に係る通知書

※提出部数 3部  
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所  
 又は指定金融機関  
 (組合にあっては、大分県中  
 小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

(該当するものにチェック)

- |  |                                |
|--|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 一般融資・特定経営承継関連<br><input type="checkbox"/> 経営者保証解除 (一般枠)<br><input type="checkbox"/> 経営者保証解除 (特別枠) | 事業所<br>企業名(商号)<br>代表者氏名<br>TEL |
|--|--------------------------------|

申込額 万円		企 業 の 概 要			
		具 体 的 業 種			取 扱 目
査 定 額 万円	(記入しないでください)	従業員			
		常 用 (役員・ 家族除 く)	人	常 用 (役員・ 家族)	人 臨 時 (パート含)
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	最 近 の 月 平均 売 上	万円	金 融 機 関 か ら の 借 入 金 総 額	万円
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ( )	最 近 の 月 平均 費 用	万円	1 主な取引金融機関  2 主な取引先又は親企業  3 事業開始年月	
		資 産 総 額	万円		
借 入 希 望 金 機 関	( 支店)	負 債 総 額	万円		
		資 本 金 (元入金)	万円		
借 入 金 の 場 合	設備資金の場合 事業承継にかかる設備の種類・ 数量等	金 額	運 転 資 金 の 場 合	事 業 承 継 に か か る 運 転 資 金 の 内 容	
		計 万円	計 万円	金 額	
使 途	資金を必要とする理由 (具体的に記入して下さい。)				
連帯保証人 (詳細は信用保証協会所定の連帯保証人名細書に記入してください。)					
氏 名	年 齢	住 所		職 業	申 込 者 と の 関 係
		TEL ( ) -			
		TEL ( ) -			
		TEL ( ) -			

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類 (最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。) と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。  
 ※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)

様式2

大分県事業承継資金融資状況報告書（ 年 月分）

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

指定金融機関名

（担当者氏名 ）

貸出残高状況(総括表)

前月末残高		当月分貸出高		当月中償還高		当月末残高	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円

# 調 査 意 見 書

年 月 日

大分県信用保証協会長 殿

( 商工会長  
商工会議所会頭  
中小企業団体中央会長 )

このたび、別添のとおり大分県事業承継資金の融資の申込みがありましたので、その調査結果及びこの融資に関して意見を付し送付します。

1 申 込 者

企業名・商号	代表者氏名
--------	-------

2 営業の状況 (該当すると思われるものに○印を付してください。)

業 況	盛	漸 盛	常 態	低 調	衰 退
同業者間の地位(県下・管内)	上 位		中 位		下 位
立地条件	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
将来性	有 望	やや有望	現状維持	やや不安	不 安

3 経営者の状況 (該当すると思われるものに○印を付してください。)

健 康 状 態	良	やや良	普 通	病 弱	病臥中
経 営 の 計 画 性	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
係数観念	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
経営に対する熱意	旺 盛	やや旺盛	普 通	やや不足	不 足
信頼性	良	やや良	普 通	やや不足	不 足
経営手腕	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
世 評	良	やや良	普 通	やや不良	不 良

4 総合意見 (資金の必要性、償還の見込み、その他特に必要な事項について記入してください。)

.....

.....

.....

.....

経営指導員名	
--------	--

(様式4)

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

大分県信用保証協会長

県制度資金条件変更意見書

県制度資金の保証条件の変更を行いたいので、意見書を提出します。

記

- 1 被保証人  
住所  
氏名・名称  
業種
- 2 保証状況  
資金名  
当初保証金額  
現在残高  
融資実行日  
融資期間  
融資金融機関
- 3 変更内容
- 4 意見

年 月 日

# 事業承継計画書

住 所

法人名

代表者名

## 1. 事業承継の概要 ※

被承継者	氏名	年齢	事業承継(予定)日		
			年	月 日	
承継者	氏名	年齢	被承継者との関係		
事業承継理由					
承継者の経歴(これから事業承継を予定している場合のみご記入ください。)					
株主構成の推移					
事業承継前	株主氏名	被承継者との関係	持株数	事業承継後(予定含)	
			株		株
			株		株
			株		株
			株		株
	合計		株		合計
円滑な事業承継に向けた準備(これから事業承継を予定している場合のみご記入ください。)					
(内外の関係者との調整、承継者の教育、その他事業承継に係る課題及び解決策等)					

※事業承継済みの場合、「事業承継(予定)日」は、登記事項証明書における代表者への就任日をご記入ください。

## 2. 収支計画

(単位:千円)

	前期実績	今期見込	計画1期目	計画2期目	計画3期目	計画4期目
	( 年 月期)					
売上高						
経常利益						

私は、今後も、金融機関等の求めに応じ、財務状況と経営状況等の報告を適時適切に行うことを確約します。

信用保証協会へお申し込みされる場合は、以下もご記入ください。

## 3. 事業承継特別保証制度の申込人資格要件の確認

申込人資格要件 (いずれかに○)	【事業承継予定】(1)3年以内に事業承継を予定している。	
	【事業承継済み】(2)事業承継日から3年を経過していない。	

※上記以外に一定の財務要件等を満たしている必要があります。

※【事業承継済み】の場合は、事業承継日が令和2年1月1日から令和7年3月31日の期間内である必要があります。

年 月 日

〇〇 信用保証協会 御中

## 財務要件等確認書

金融機関本・支店名

代表者名

協会顧客番号	申込人（法人）

申込金融機関として、申込人が直前の決算（ 年 月期決算）において以下の①、②及び③の要件に該当していること並びに保証申込日において④の要件を満たしていることを確認しております。なお、各要件に係る判断及び確認は申込金融機関によるものです。

① 資産超過である。
純資産合計 円
② EBITDA有利子負債倍率が15倍以内である。
EBITDA有利子負債倍率 倍
〔計算式〕（借入金・社債 - 現預金）÷（営業利益 + 減価償却費）
借入金・社債（ ）円 - 現預金（ ）円
営業利益（ ）円 + 減価償却費（ ）円
③ 法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされている。
また、法人と経営者との間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）が社会通念上適切な範囲を超えていない。
④ 返済緩和している借入金がない。

※各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。

※②については、「営業利益+減価償却費」は「0」（ゼロ）を超えている必要があります。「借入金・社債-現預金」は「0」（ゼロ）以下でも対象となります。なお、減価償却費については、営業外費用や特別損失に計上されているものは含めません。

※④については、申込日が危機関連保証が発動されている期間中（その後延長がなされた場合は延長後の期間まで）である場合は当該期間の始期の前日、新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号の指定期間中（その後延長がなされた場合は延長後の期間まで）である場合は、令和2年1月31日を基準として確認することでも差し支えありません。

様式 7

【事業承継特別保証制度／経営承継借換関連保証用】

( ) 信用保証協会 御中

No.

ガバナンス体制の整備に関するチェックシート

住所	
企業名	
代表者名	

作成日	年 月 日
( )	中小企業活性化協議会
担当者:	
電話番号:	

作成日	年 月 日
( )	事業承継・引継ぎ支援センター
担当者:	
電話番号:	

【中小企業活性化協議会使用欄】

項目内容		チェックポイント(◎は特に重要な項目)	チェック欄				
経営の透明性	経営者へのアクセス	◎ 支援者が必要なタイミング又は定期的に経営状況等について内容が確認できるなど経営者とのコミュニケーションに支障がない。					
	情報開示	◎ 経営者は、決算書、各勘定明細(資産・負債明細、売上原価・販管費明細等)を作成しており、支援者はそれらを確認できる。					
		◎ 経営者は税務署の受領印(電子申告の場合、受付通知)がある税務関係書類を保有しており、支援者はそれらを確認できる。					
	内容の正確性	◎ 経営者は試算表、資金繰り表を作成した上で、自社の経営状況を把握する。また、支援者からの要請があれば提出する。					
		◎ 経営者は日々現預金の出入りを管理し、動きを把握する。例えば、終業時に金庫やレジの現金と記帳残高が一致するなど収支を確認しており、支援者は経営者の取組を確認できる。					
		◎ 支援者は直近3年間の貸借対照表の売掛債権、棚卸資産の増減が売上高等の動きと比べて不自然な点がないことや、勘定明細にも長期滞留しているものがないことを確認する。					
法人個人の分離	資金の流れ	◎ 支援者は、事業者から経営者への事業上の必要が認められない資金の流れ(貸付金、未収入金、仮払金等)がないことを確認できる。					
		◎ 支援者は、経営者が事業上の必要が認められない経営者個人として消費した費用(個人の飲食代等)を法人の経費処理としていないことを確認できる。					
		◎ 経営者は役員報酬について、事業者の業況が継続的に悪化し、借入金の返済に影響が及ぶ場合、自らの報酬を減額する等の対応を行う方針にあり、支援者はそれを確認できる。					
	事業資産の所有権	◎ 経営者が事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を有している場合、支援者は法人から経営者に対して適正な賃料が支払われていることを確認できる。					
項目内容	項目	t-2期	t-1期	t期	目安	チェック欄	
財務基盤の強化	債務償還力	◎ EBITDA有利子負債倍率				15倍以内	
	安定的な収益性	◎ 減価償却前経常利益				2期連続赤字でない	
	資本の健全性	◎ 純資産額				直近が資産超過であること	

【事業承継・引継ぎ支援センター使用欄】

項目内容	チェックポイント	チェック欄
事業承継計画書	事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者(除く個人事業主)である ※書式は信用保証協会所定の事業承継計画書様式。	

【事業者が持参する必須書類】

・事業承継計画書、決算書(3年分)、試算表(決算後3ヵ月以内の場合には提出不要)、資金繰り表

【該当する場合、事業者が持参する必要書類】

- ・事業資産の所有者が決算書で説明できない場合: 所有資産明細書等
- ・事業用資産を経営者が有している場合、適切な賃料が支払われているかの確認資料: 賃貸借契約書等(写しでも可)
- ・貸付金等がある場合、一定期間での解消意向を説明する確認資料: 金銭消費貸借契約書、借用書等(写しでも可)

【任意書類】

- ・「中小企業の会計に関する基本要領」チェックリスト、税理士法第33条の2に基づく添付書面、事業計画書等、社内管理体制図、監査報告書

<留意事項>

中小企業活性化協議会のチェック(○/×で表示)を受け、全てが○になった後に、事業承継・引継ぎ支援センターのチェックを受けてください。

決算書は、本チェックシート作成時点の直近決算書でご確認ください。

チェック欄が斜線となっている項目の確認は不要です。

本チェックシートの確認とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。

事業承継・引継ぎ支援センターの作成日から3ヵ月以内に信用保証協会に申込する必要があります。

年 月 日

〇〇 信用保証協会 御中

## 借換債務等確認書

住 所  
(申込人) 法 人 名  
代表者名

借入申込の内容 ( 年 月 日現在)

借換対象資金（既往借入金）の内容 <sup>※1</sup>					
保証 協会 付	保証番号	借入日	当初借入額	現在残高	個人保証人の氏名
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
①小計			(A)	円	
プ ロ パ ー <sup>※2</sup>	金融機関名	借入日	当初借入額	現在残高	個人保証人の氏名
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
②小計			(B)	円	
③増額借入希望額 <sup>※3</sup>			(C)	円	
④借入申込額（①、②及び③の合計）			(A+B+C)	円	

※1 本制度で借り換える既往借入金の内容をご記入ください。借入金が極度取引による場合には、「当初借入額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高をご記入ください。

なお、事業承継後の借入金及び保証人(個人に限る。)を提供していない借入金は対象外となります。

※2 金融機関からの借入金のうち、信用保証協会の保証付きでない借入金をご記入ください。

※3 事業承継後の場合には対象となりませんので、「0」（ゼロ）をご記入ください。

この度、申込人から経営者を含めた保証人の解除要請を受けた上記借換対象資金（以下「上記資金」という。）は、事業資金として貸し付けたものであり、返済条件の緩和をしていません。

また、「事業承継特別保証制度要綱」に基づく対象資金であることを確認しています。

なお、上記資金に当金融機関以外からの融資金が含まれるときは、「他行借換依頼書兼確認書」により、借換対象資金の状況を確認しています。

この度の信用保証付融資金については、申込人の金融円滑化に寄与し、かつ、事業経営の利益となるものであり、当金融機関では、今後とも積極的に支援していく方針です。

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

年 月 日

〇〇 信用保証協会 御中

## 他行借換依頼書兼確認書

住 所  
(依頼人) 法人名  
代表者名

私は、経営者を含めた保証人を提供している既往借入金について、取引金融機関に対し、保証人の解除を要請しております。

今般、取引金融機関との協議により、貴協会の「事業承継特別保証制度」による(借換金融機関名)からの借入金をもって、次の【既往借入金の内容】に記載する(被借換金融機関名)からの借入金を決済することで保証人の解除を図りたく、ここに依頼いたします。

【既往借入金の内容】※1 ( 年 月 日現在)

既往借入金	借入日	当初借入額	現在残高	保証番号※2	個人保証人の氏名
	年 月 日	円	円		
年 月 日	円	円			
年 月 日	円	円			
年 月 日	円	円			
合計		円			

※1 本制度で借り換える既往借入金の内容をご記入ください。借入金が極度取引による場合には、「当初借入額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高をご記入ください。

なお、事業承継後の借入金及び保証人(個人に限る。)を提供していない借入金は対象外となります。

※2 信用保証協会付借入金の場合は、保証番号をご記入ください。

この度、依頼人から経営者を含めた保証人の解除要請を受けた上記【既往借入金の内容】に係る融資金について、当金融機関では、保証人の解除が困難なことから、依頼人に対する(借換金融機関名)からの融資金により、同金融機関からの送金と同日付で完済処理をいたします。

なお、上記の融資金は、事業資金として貸し付けたものであり、返済条件を緩和していません。

また、依頼人を債務者とする不動産担保の設定状況は次のとおりです。

設定額	千円	抵当権	根抵当権	設定額	千円	抵当権	根抵当権
		千円	抵当権		根抵当権		千円

## 【送金先】

送金指定口座 銀行 本店  
信用金庫 支店 別段 預金口座番号  
信用組合

口座名義人(送金先金融機関名)

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名 印